

海の中道奈多海水淡水化センター濃縮海水有料配付実施要領

(目的)

第1条 この要領は、海の中道奈多海水淡水化センター（以下「海水淡水化センター」という。）において生産した濃縮海水を有料で配付する際の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(有料配付を受けることができるもの)

第2条 濃縮海水の有料配付を受けることができるものは、法人その他の団体等（以下「法人等」という。）とする。

(協定書の締結)

第3条 濃縮海水の有料配付を受けようとするものは、福岡地区水道企業団（以下「企業団」という。）と有料配付に係る協定書を締結するものとする。

(有料配付の方法)

第4条 濃縮海水を有料配付できる量は、海水淡水化センターで生産した量のうち、企業長が配付可能と認めた量とする。

2 濃縮海水の有料配付を受けるために必要な容器及び搬送に要する費用については、配付を受けようとするものが負担するものとする。

3 有料配付する際の水量は、企業団が計量して決定するものとする。

(有料配付開始日及び配付時間)

第5条 濃縮海水の有料配付は、企業長が別途定める日から開始する。

2 濃縮海水の有料配付時間は、原則として平日の午前10時から午後4時までとする。

(有料配付の制限等)

第6条 保守点検及び災害等により海水淡水化センターが稼働停止する場合その他やむを得ない事情が生じた場合は、企業団は濃縮海水の有料配付を制限又は停止することができる。

(濃縮海水の有料配付価格)

第7条 有料配付価格は、1立方メートルにつき50円に、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく消費税及び地方消費税額の合計額を加算して得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。また、企業長が別に定める場合はこの限りではない。

2 企業団は、濃縮海水の有料配付が完了したときは、前項の規定に基づいて算出した代金を、企業団が発行する納入通知書により有料配付を受けたものに対して請求するものとする。

3 前項の代金の請求方法等は、有料配付を受けるものと別に締結する有料配付に係る協定書において定めるものとする。

(有料配付代金の収入科目)

第8条 前条の規定により納入された代金については、次の収入科目で処理するものとする。

(款) 水道用水供給事業収益 (項) 営業外収益
(目) 雑収益 (節) その他雑収益

(損害賠償の免責等)

第9条 有料配付の後、濃縮海水を利用して発生した事故等については、企業団はその責を負わないものとし、一切の責任は購入者が負うものとする。

(有料配付の周知方法)

第10条 企業団は、当該事業の実施に関する事項について、ホームページ等を通じて広く周知を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、企業団が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。